

令和元年8月28日

レジメーカー・販売店 各位

経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
中 小 企 業 庁

消費税軽減税率対策費補助金の要件緩和及びこれに伴うレジメーカー・販売店への協力依頼について

今年10月1日の消費税軽減税率制度（以下「軽減税率制度」という）の開始を目前に控え、軽減税率制度に対応するレジ（以下「対応レジ」という。）に対する需要が急激に高まっている。しかしながら、現行の補助金交付の要件では、対応レジの導入・改修、支払いの完了期限が9月30日となっており、この期限に間に合わないため、消費税軽減税率対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付が受けられず、対応レジの普及の妨げとなっている旨の指摘が多方面から寄せられている。

この状況を踏まえ、軽減税率制度の円滑な実施を図るため、制度実施までに対応レジの導入を決定した事業者を広く支援する観点から、今後は、9月30日までに対応レジの購入等に関する契約を締結したものについては、補助対象として認められるように要件緩和を行うこととする。

本要件緩和の結果として、事業者による対応レジの導入を幅広く促進することができる一方、軽減税率制度の実施後に対応レジが納入される事業者が一部発生する可能性がある。軽減税率制度の円滑な実施に向け、これらの事業者については、希望するレジが納入されるまで、丁寧なサポートを行う必要があり、この点について、個々の事業者のレジに関するニーズを把握できるレジメーカーや販売店の皆様の協力が欠かせない。

については、レジメーカー・販売店各位におかれては、軽減税率制度の実施に向けて、対応が必要となる中小企業・小規模事業者（以下「対象事業者」という。）に対して、9月30日までの納入に最大限取り組んでいただくとともに、そうした対応が難しい場合にあっても、対象事業者が準備を円滑に進められるよう、下記の取組を実施いただくよう御協力いただきたい。

## 記

### (1) 在庫余力のある対応レジの導入促進

低価格帯の対応レジ（レジ1台と付属機器の合計額が3万円未満）の在庫余力があるメーカーについては、当該レジの導入費用は8割（5分の4）が補助されることを周知すること等により、対象事業者に対して、在庫余力のある対応レジの導入促進を徹底すること。

### (2) 対象事業者が必要とする対応レジを最適に供給するための取組

9月30日までに対象事業者が必要とする適切な機能を備えた対応レジの導入を実現するため、特定の事業者への供給の集中を避ける等により、必要な事業者への納入を行うこと。

### (3) 早期納入の追求、納入見通しの報告

対象事業者との売買契約締結後、速やかに対応レジを納入すること。また、売買契約の締結状況及び10月1日以降となる納入台数・納入時期の見通し等の必要な事項を経済産業省に報告すること。（報告方法については別途通知を行う。）

### (4) 対象事業者が現在使用するレジの応急設定変更

軽減税率制度の開始までに希望する対応レジの納入が間に合わない対象事業者に対し、現在、当該事業者が使用しているレジの設定変更により、軽減税率制度に対応することが可能か確認を行い、対応可能な場合は設定変更を行うこと。

当該事業者が、自社が取り扱う製品以外を使用していた場合、販売元のレジメーカー・販売店に確認するよう、対象事業者を促すこと。

### (5) 対応レジを必要としない対応方法の周知

主な顧客が一般消費者であり、区分記載請求書の発行を求める顧客が少ない事業者に対し、レシートへの追記や市販の領収書を用いた対応方法について周知すること。

### (6) 対象事業者が希望する対応レジを納入するまでの実機による対応

軽減税率制度の実施までに希望する対応レジの納入が間に合わない対象事業者に対し、対応レジを納入するまでの間、本補助金を活用し、例えば、レジのレンタル事業者と連携することも含めて、供給余力がある対応レジを代替機として利用可能とする、供給制約の少ないモバイルPOSレジを紹介するなど、対象事業者が一時的に利用可能な代替手段を提供すること。

以上